

災害事例
と
その対策
No.13

トラックから荷をフォークリフトで 取り出し中、フォークリフトと接触する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 35名
3. 被災者 トラック運転者 男性36歳 経験6年
4. 傷病名 左腓骨外果骨折 左距骨剥離骨折（休業30日）
5. 災害発生状況
 - (1) 当日、午前11時20分頃、被災者（トラック運転者）が自社倉庫に到着し、車両のウイングを開き、フォークリフト運転者に荷卸しの指示をした。被災者は次の作業及び宵積みの打合せのため、事務所へ入り、営業課へ電話をし指示を受けた。
 - (2) 午前11時30分頃、被災者は車両に戻ると、積み荷は残り少なくなっていた。荷台右サイドの荷卸しは完了していたので、右側ウイングを閉じるために、車両左側後方部より、車両後部を通り車両の右側に移動しようとした。（この時、フォークリフト運転者は、被災者が車両の後部で一旦立ち止まったような気がしたと言っている。）
 - (3) 倉庫入口等に荷物を仮置したフォークリフト運転者は、車両荷台左サイドの残りの2パレットのうち1パレットを荷卸しすべく、時速約3kmで車両方向へバック走行したところ、フォークリフトの右後方部付近が被災者の後背部に接触した。そのはずみで被災者は前のめりになり、地面に転倒し、カウンターウエイト下部と地面のすき間に脚部を挟まれ負傷した。
6. 問題点
 - (1) 被災者は移動するためトラックの傍を通り稼働中のフォークリフトの作業範囲内へ立ち入った。
 - (2) トラック運転者、フォークリフト運転者双方の安全不確認。
 - (3) 共同作業にもかかわらず、事前打合せがされていなかった。
 - (4) 作業指揮者を決めていなかった。
7. 改善対策
 - (1) 共同作業であるから、事前打合せを実施し、作業指揮者を決める。
 - (2) トラック運転者は運転席等安全な場所で荷の積卸しを待ち、安易に稼働中のフォークリフトに近づかない。
 - (3) お互いに声を掛け合い、相互注意を行う。

（関係法令）

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の

広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

・第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

